

小泉 稻吉保 (二)

稻吉保 (二)

小泉 義博

稻吉保に関する史料として管見に及ぶ
一点目のものは、次のごとき請文である。

(彌裏書)
「良信房請文稻吉保事」

石清水八幡宮御領越前国稻(吉保)□□当年西
壺所務職事、有御契約 □□請料参拾伍
貫文京定分、来十月廿日悉可致其汰沙候。

更不可有不法儀事。於御契約、不可致地下之違乱。□ニ背請文者、可被犯罪科候。仍為請文之状如件。

明徳四年癸酉五月廿六日 僧良信カ(一)

これは、僧良信が石清水八幡宮から稲吉保の所務職を委ねられ、これに對して提出したいわば誓約状である。「当年癸酉「壱所務職」と見えているから、明徳四(一三九三)年の一年間に限つてこの契約がなされたわけで、良信は請料として三五貫文を納入すると約束しており、これが果たされなければ罪科に処せられてもやむを得ないと述べている。「京定分」と明記されているのは、石清水八幡宮に最終的に納入されるのが三五貫文であるということであつて、諸控除分や運送費などの経費は既に全て指し引いてしまつた残りということであり、また僧良信の取得する得分もここには含まれてはいないのである。

それでは、当保の所務職を請負つた僧良信の取得しうる得分とは、どれくらいのものになるのであろうか。逆の見方で

小泉 稲吉保 (二)

言えば、石清水八幡宮が確定的に収納できる三五貫文というのは、かつて八幡宮が当保から徴収していた年貢・諸役等の何%にあたるのであろうか。

前節の検討で明らかになつたように、稲吉保から徴収できるものとしては、年貢米が四三石四斗余(損目がなければさらに二六石が加算されることになるが、今はこれを考慮外に置くことにする)、大豆が一四石一斗余、御服一四両(不弁の二兩二分については、これも考慮に入れない)、諸役錢五五〇〇文であつた。これらのものが錢に換算してどのくらいになるかが判明すれば、所務職を請負つた僧良信の得分はおのずと明らかになつてくるであらう。ただし諸役錢については、散用状上にも見えたように、その大部分が守護役として臨時に徴収されてしまふようなものであつたから、相殺させて検討の対象から除外しておいた方がよいであらう。

そこでまず年貢米四三石四斗余を錢に換算してみることにする。この時期の米

価については、すでに百瀬今朝雄⁽²⁾氏が詳細に検討を加えておられるほか、『読史備考』にも簡略な米価一覧表がある。それらによると、この時期の京における米価は、一石につき七〇〇文〜一〇〇〇文、端境期ともなれば一〇〇〇文〜一二〇〇文にもなつていて、平均すれば九〇〇文程度といふことが知られる。しかもこの価格はわずかながらも上昇傾向にあるといふ。一方、地方の米価はどうかといふと、百瀬氏が分析された播磨矢野庄の場合、一石につきほぼ六〇〇文といふ計算値が得られている。それでは越前ではどうかというと、前掲の請文から約五〇年降つた時点での史料しか得られないのであるが、『経覚私要鈔』文安四(一四四七)年八月二十一日条には、

八木卅石、於国収置云々。十八貫五百代云々。

とあつて、一石あたり約六一六文となり、また『大乘院寺社雜事記』長祿三(一四五九)年四月二十三日条の河口庄溝江郷の算用状には、

石別七百文和市

とあつて、一石あたり七〇〇文であつたとされてゐる。これらの史料に基づけば、前掲請文の明德四年段階における越前での米価は、播磨矢野庄とほぼ同じの六〇〇文程度と考えることができるであらう。以上の結果を踏まえれば、稻吉保から徴収しうる年貢米四三石四斗余は、越前で売却すれば約二六貫文、京へ運送して売却すれば約三九貫文に換算しうるといふことが知られるのである。しかしながらここで考慮しておかねばならないのは、京と越前とにおける米価の差額（一石につき三〇〇文の差）がそもそも何によるものかという点であつて、それはほとんどが二地点間の運送費などの経費に相当するものなのではあるまいかとすれば、結局のところは、越前で売却した場合の約二六貫文という銭しか最終的には残らないと考へても、さほどの誤りはないのではなからうか。

次に、大豆一四石一斗余についてはどうであらうか。大豆の価格については、

残念ながら今のところ備中新見庄の建武元（一三三四）年の事例しか得られていないのであるが、それによると、

大豆拾捌石四斗九合五夕内

……（中略）……

所残拾参石五斗壹升九合五夕

俵分参拾俵三斗一升九合五夕内

十四俵

代参貫貳百九十文

十一月廿二日和市分

寺家上御使相共沽之

俵別貳百卅五文宛

十九俵三斗壹升九合五夕

代四貫三百五十六文

十二月三日和市分

同上御使相共沽之

俵別貳百廿文宛

とあつて、新見庄では大豆は四斗入りの俵に詰められることになっており、十一月二十三日の和市では俵別二三五文、つまり一石につき五八七文余、十二月三日の和市では俵別二二〇文、つまり一石につき五五〇文であつたことが知られる。この新見庄の大豆価格が直ちに越前にお

いても妥当するかどうかは速断できないが、しかし先に見たように米価は越前（河口庄）も播磨（矢野庄）もほとんど同じであつたから、播磨より遠隔の備中（新見庄）における大豆価を、越前にあてはめてもさして大きな支障はないであらう。もしこの推測が許されるとするならば、越前での大豆価は一石あたり五五〇文程度であつたことになり、稻吉保から徴収しうる大豆一四石一斗余は、七貫七〇〇文余に換算されたことになるのである。

次に、御服一四両はどうなるであらうか。前掲請文より約八〇年遡つた応長元（一二三一）年作成の「河口御庄所当米収納帳」を見てみると、河口庄本庄郷から徴収された綿について、

一両 代九百卅三文

同廿八日

とて、一両を九三三文に換算していることが知られる。この綿はまた御服綿とも称されていて、稻吉保での御服と同じものと思われるので、その価格を採用して

一四両に乗ずれば、約一三貫文に換算されたことになるのである。

以上の検討をまとめると、稲吉保から徴収された年貢米・大豆・御服は、

年貢米四三石四斗余↓約二六貫文

大豆 一四石一斗余↓約七貫七〇〇文

御服 一四両 ↓約一三貫文

(計約四六貫七〇〇文)

とて、計約四六貫七〇〇文に換算しうる事が明らかになった。

そこでこの換算価約四六貫七〇〇文を、

前掲請文の請負料三五貫文と比較するならば、所務職を請負った僧良信は、その差額一一貫七〇〇文(換算価の約二五%)を自己の所得になしえたのであり、また石清水八幡宮は、かつての徴収総額の約七五%を得ることに満足して、当保の所務職を僧良信に請負させたということが明らかになるのである。

なおここで参考までに、丹波大山庄の請負代官の得分について見ておくと、

式拾式石一斗五升九合 五分一定

所務得分 御代官

とて、年貢米の五分一―二〇%が、その得分として控除されていることが知られる。この大山庄における代官得分二〇%というのは、先の稲吉保の僧良信の得分約二五%という数字と、まことによく似かよっていると言えるではないか。これらの事例を踏まえるならば、庄保の所務職を請負った請負代官は、その得分として、当該庄保から徴収しうる諸負担物の二〇―二五%を取得することができたと言えるであろう。

以上のごとくにして、稲吉保は、南北朝末期以降は請負代官による支配が行なわれることになったのであるが、残念ながらその詳細を窺わせる史料は遺存してはいないようである。そして当保のその後、その状況を知らせるものとしては、はるかに降った大永二(一五二二)年の次のとき目安状案が残されているだけである。

石清水八幡宮田中門跡雑掌申、
当宮領越前国稲吉保間之事。
右、件保者、自往古為嚴重神領、異于

他之地也。然一乱以来、十一名々主等、無故依令押領、諸神役等、及退転之条、神慮難測次第也。所詮以御成敗、如元被返付者、弥武運長久之御所禱、何事如之哉。仍目安如件。

大永二年九月 日

この目安状案によると、稲吉保は「一乱」以来、十一名の名主らが押領を重ねたために、諸神役が滞りてしまっている。石清水八幡宮の祈禱が滞りてしまっている。そのもとのごとくに当保を返し付けてほしいと述べられている。この史料に関して考えねばならないのは、「一乱」以来の押領とはどのようなものであるのかという点と、いまひとつは、なにゆえに大永二年九月という時点で、かかる所領返付を要請する目安状が作成されたのかという点であろう。

まず「一乱」というのは、京においては応仁の乱のことを、越前においてはこの乱に乗じて一国の支配権を掌握した朝倉氏の「国一統」に伴う動乱を指している。細川勝元を中心とする東軍と、山

名持豊を中心とする西軍とが、応仁元（一四六七）年にいよいよ戦闘状態に突入したとき、朝倉氏は、越前守護斯波義廉・守護代甲斐氏らと共に西軍に属していた。朝倉氏の勇猛なる戦いぶりは、当時の各種の史料に散見するところである。しかるに文明三（一四七一）年に至って、朝倉氏は西軍から東軍に寝返るとともに、急ぎ越前に下向して国内制圧の戦いを押し進めるといふ方向に転換する。そして翌文明四（一四七二）年八月には、朝倉氏は府中を攻略し、守護代甲斐氏の勢力を国外へ放逐して、越前の支配権を獲得するのである。この応仁・文明期の一連の動乱の結果、越前の形式的な支配体制は、守護¹⁰斯波氏、守護代⁹朝倉氏となったのであるが、実質的には、朝倉氏は「守護分」と目されているように、一国の支配権をほぼ完全に掌握したのである。そして重要なことは、この越前の国一統に伴なつて朝倉氏は、国内の所領に対する「半済」の実施を認められているといふ点であつて、興福寺領河口・坪江庄に

対する半済施行は周知のところであり、興福寺はこれに對して、「朝倉半済押領之由、太無謂次第也」とて、激しい憤慨を抱いているのである。

この半済というのは、当該所領の本所職や領家職を持つ領主に上納すべき年貢米・諸公事等を、半分だけ弁済し、残りの半分は当該所領に關係のある在地領主（たいていは地頭職などをもつ在地領主¹¹朝倉氏被官人、ある場合には朝倉氏自身）が取得するというものであつて、ここで問題とすべき稲吉保についても、当然ながらそれを免れることはできなかつたであらう。とすれば、当保の保司や名主らは、朝倉氏に被官化することで、その半済の恩恵を蒙ることが可能だつたわけであつて、彼らは、前節引用の散用状に見えた年貢米等の半分だけを石清水八幡宮に納入し、残り半分は自己の得分として収納しておけばよいのである。あるいはこの半済の基準は、請負代官の請料三五貫文であつたかもしれない。このようにして、石清水八幡宮は稲吉保からの

収入の半減に甘んじなければならなくなつたのであるが、しかし、それでは残りの半分は厳密に納入されたかという点、実は決してそうではないのであつて、この時代の一般的傾向としてよく知られるように、名主・百姓らはことあるごとに水損・干損を言いたて、あるいは国役等の臨時的賦課を理由にして負担の軽減を要求し、さらにはなしくずし的に納入の懈怠を行なつていくのである。こうして稲吉保は、応仁の乱に伴なう文明四年以降の半済実施を契機にして、石清水八幡宮の支配をほぼ完全に脱け出してしまふこととなり、これを前掲の目安状では「一乱」以来の押領と指弾していたのである。しかしながら石清水八幡宮としては、かかる押領の事態に對して無為に手を拱いているわけにはいかず、所領回復を実現できる機会の到来を待ち望んでいた。そこに登場したのが將軍足利義晴である。彼は足利義澄の子で、大永元（五二二）年に細川高国に擁されて一一歳で將軍家の家督を継承した人物であるが、彼の登

場は、それまで足利將軍家の分裂と細川家内部の対立抗争で混迷を続けていた京の政界を、一応ながらも安定に導く意味をもっていたのである。すなわち、永正五（一五〇八）年七月、かつて將軍の位を追われた足利義種（義材また義尹）が、細川高国・大内義興の援助を受けて、足利義澄・細川澄元・三好之長らを京から放逐し、ようやく將軍に復帰して後も、京をめぐっての混乱は止むところがなかった。それは細川澄元・三好之長らが再三にわたって京を制圧するために進攻し来たためである。細川高国は、彼らの永正八（一五一一）年・同十七（一五二〇）年の二度にわたる進攻に対して、ともに一旦は京を捨て、ついで態勢を立て直して奪還に成功しているのであるが、問題は永正十七年の没落に際して、足利義種との間に隙間を生じていたということである。というのは、澄元方に追われた高国が近江へ敗走する時、彼は義種にも同道を求めたのであるが、義種はこれを拒否し、澄元らに擁立されるがごとき

態度をとったからである。高国は、まもなく近江から反撃に出て京を奪回するのであるが、すでに義種との対立は明らかとなっていたため、翌永正十八（大永元、一五二一）年三月、義種を京から追放してしまい、代わって彼は、かつて自分が追放した足利義澄の子義晴を迎えて、同年十二月に將軍に就任させるのである。こうして京をめぐる情勢は、大永元年十二月に、將軍足利義晴、管領細川高国という体制をもって、一応の安定に達したのであった。¹⁴

以上のような事態の推移を踏まえて、大永二（一五二二）年九月に、石清水八幡宮は、將軍足利義晴に稲吉保の領有の回復を願ひ出ることとし、その旨を雑掌が幕府の担当奉行人に申し入れ、これを受けて奉行人は、前掲の目安状を作成して將軍の謁覽に供したのである。つまり前掲目安状は、將軍足利義晴に提出されたものであったのである。それではその結果はどうなったであろうか。残念ながら史料が残されていないので不明と言わ

ざるをえないが、逆に史料の遺存しない点を根拠とすれば、所領回復は認められなかったのではないかと想像されよう。

しかしもし所領支配が回復されることになつたとしても、はたしてそれが可能であつたかどうかは疑わしいと言わねばならないのであつて、越前における朝倉氏の支配体制は、京にあつて將軍の權威にのみすがる庄園領主の支配力の介入をもちや許さないほどに、強固に在地に浸透していたのである。

注1 『石清水八幡宮田中家文書』第二四九号

2 百瀬今朝雄氏「室町時代における米価表——東寺関係の場合——」、『史学雑誌』第六六

編一号）

3 『東寺百合文書』ク、建武元年三月七日備

中国新見庄東方地頭方損亡検見并納帳（『備中国新見庄史料』）

4 『東寺百合文書』に第八〇号（『大日本古文書』家わけ一〇）応永十二年七月日丹波国大山庄年貢散用状を見ると、「十二石六升七夕 大豆納分 六貫七百文和市一斗八升出之奉定」とあるが、この和市がもし大豆価のことであるとすれば、一石につき五五五文という数値が得られて、丹波大山

小泉 稻吉保 (一)

庄における大豆佃も備中新見庄におけるそれと極めて近似していることが知られる。
5 『河口御庄所当米収納帳』(『北国庄園史料』)

6 『東寺百合文書』に第七二号、応永五年十一月十一日丹波国大山庄年貢帳案。

7 『石清水八幡宮田中家文書』第二五〇号

8 『親長卿記』文明四年八月二十二日条(『史料大成』第三九卷)

9 『大乘院寺社雜事記』文明十五年四月三十日条

10 『安位寺殿御自記』文明四年九月条(『北国庄園史料』)

11 前注8史料

12 『大乘院寺社雜事記』明応三年正月二十三日条など

13 『福智院家古文書』第九一號、天正二年十一月三日正親町天皇綸旨

14 黒川直則氏「下剋上の政治」(『京都の歴史』第三卷、第五章一節)

(四) これまでの検討で明らかになったところを、最後に簡単にまとめておこう。

平安末期の諸国の国衙領においては、旧来の郡郷単位の支配方式が変更されて、新たに在庁別名を設定する動きが一般的

に見られた。この動向はまた越前にも波及していたものと思われ、その在庁別名の一つとして成立したのが稻吉保であった。

稻吉保の設立の目的は、国衙厨房の管理を職掌とする在庁官人の家産経済を運営することにあつたと推測され、そのために内部は十一の名に編成され、これ

らの名から、厨米・御服・湯殿勤仕・京上夫一人・干草・薯蕷等が均等に負担されて、在庁官人の収納するところとなつて

いた。またこれと合わせて御佃米も名別賦課であつたが、これはさらに上級領主に納入されるものであつた。また、こ

のような名の第一義的機能に付属して、分米・分大豆も名を通して納入されていたものと思われるが、これらは所詮、第二義的な負担にすぎないものであつた。

なお、当初は現物納であつた諸負担は、その後次第に代銭納化される傾向にあり、南北朝中期では諸公事・夫役はすべて代

銭納になっている。このような性格をもつ稻吉保であつたが、当保が石清水八幡宮に施入される南

北朝中期に至れば、越前国衙の機構の衰退に伴つて当保の性格も、また名の機能も大きく変質しており、さらに降つた

明德四年の段階では、当保の所務職は請料三五貫文で代官に請け負われるま

なっている。この三五貫文という請料は、かつて石清水八幡宮が当保から徴収しえた収入総額の約七五%にあたるものであ

ることが明らかとなり、逆に言えば、請負代官は、当保の諸負担総量の約二五%を、自己の取得分となしえたのであつた。

しかるに、さらに降つて応仁の乱を経過すると、越前においては朝倉氏による領国支配体制が形成され、朝倉氏は半済の実施を許可されて、領国内の所領を確

実に掌握していくこととなる。このような動向に合わせて、稻吉保では名主らによる押領の事態が進行し、そのため石清水八幡宮は、当保からほとんど何も収納

できない状態となつてしまう。そこで八幡宮は、大永二年に至つて、將軍に足利義晴が就任して政治的な安定が生まれた機会をとらえて、稻吉保の回復を幕府に

申請するのであった。その結果は不明ながら、恐らくは朝倉氏の了承を得られずに徒勞に終ったことであろう。戦国期の大名領国は、もはや庄園領主権力の介入を許すような状況にはないのである。